

大分市上下水道事業公告第 1 5 6 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 3 9 年大分市規則第 1 2 号）第 2 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委 託 業 務 名 大分市公共下水道事業 令和 8 年度流出解析検討業務委託
- (2) 履 行 場 所 大分市 市内一円
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- (4) 業 務 内 容
 - 1. 雨水渠現況調査（測量を含む）
 - 側溝調査…………… 102.0km
 - 水路調査…………… 24.0km
 - 4 級基準点測量…………… 3,000 点
 - 2. 雨水管渠計画及び浸水対策計画
 - 対象面積…………… 706.5ha
 - 3. 内水浸水想定区域図作成
 - 対象面積…………… 706.5ha
 - 4. 森雨水排水ポンプ場 費用対効果分析
 - 対象面積…………… 15.3ha
- (5) 予 定 価 格 ￥ 8 5 , 2 1 0 , 0 0 0 －（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 設けない
- (7) 支 払 条 件 前金払 あり
(ただし、請負代金額が 1 3 0 万円以下の場合はない)
部分払 なし

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 発注者から直接受託した業務として、平成 28 年度以降に日本国内（九州管内）の公共下水道全体計画区域 10,000ha 以上の都市（中核市以上）において、「流出解析モデル活用マニュアル（雨水対策における流出解析モデルの運用手引き）」に基づく浸水対策計

画を策定した実績を有すること。ただし、当該業務内で下記ア及びイの作業項目を含むこと。

ア 雨水管きょ計画に該当する作業

イ 浸水対策計画（浸水シミュレーションを含む）

- ② 発注者から直接受託した業務として、平成 28 年度以降に日本国内（九州管内）の公共下水道全体計画区域 10,000ha 以上の都市（中核市以上）において、「内水浸水想定区域図」を作成した実績を有すること。

- ③ 当該業務のうち、土木コンサルタント業務に関し、下記アの要件を満たす者を 1 名管理技術者として配置できること。（入札執行日を基準として過去 3 か月以上にわたり入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）または、下記イ及びウの要件を満たす者をそれぞれ 1 名管理技術者として配置できること。（入札執行日を基準として過去 3 か月以上にわたり入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る）及び総合技術監理部門の両方に合格し、同法による登録を受けている者で、①及び②の業務実績を管理技術者として経験した者

イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）及び総合技術監理部門の両方に合格し、同法による登録を受けている者で、①の業務実績を管理技術者として経験した者

ウ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）及び総合技術監理部門の両方に合格し、同法による登録を受けている者で、②の業務実績を管理技術者として経験した者

- ④ 当該業務のうち、土木コンサルタント業務に関し、下記アの要件を満たす者を 1 名照査技術者として配置できること。（入札執行日を基準として過去 3 か月以上にわたり入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）または、下記イ及びウの要件を満たす者をそれぞれ 1 名照査技術者として配置できること。（入札執行日を基準として過去 3 か月以上にわたり入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）

なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る）及び総合技術監理部門の両方に合格し、同法による登録を受けている者で、①及び②の業務実績を照査技術者として経験した者

イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）及び総合技術監理部門の両方に合格し、同法による登録を受けている者で、①の業務実績を照査技術者として経験した者

ウ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）及び総合技術監理部門の両方に合格し、同法による登録を受けている者で、②の業務実績を照査技術者として経験した者

- ⑤ 当該業務のうち、測量業務に関し、下記アの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者に配置できること。（入札執行日を基準として過去 3 か月以上にわたり入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

ア 別添「資格種類別担当業務内容一覧表」の測量（測量一般）に係る有資格者

- ⑥ 大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号。以下「審査要綱」という）により、業種区分 土木コンサル（下水道）について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ⑦ 公告日において、大分市に本店又は大分市との契約について委任を受けた営業所（支店）があること。
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑨ 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑩ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑪ 入札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは、主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑫ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

3 入札手続等 （下記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない）

（1）契約担当課

〒870-0045

大分市城崎町一丁目5番20号 大分市上下水道局本庁舎 3階

大分市上下水道局経営企画課

電話 097-538-2404（直通）

ファクス 097-535-1241

メール jogesui-keiei@city.oita.oita.jp

（2）本公告内容の交付の期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和8年6月24日（水）から令和8年7月8日（水）
までの午前8時30分から午後5時まで

- ② 交付場所及び方法 電子入札システムによるほか、3の（1）においても交付する。

（3）本業務に係る設計書等（以下「設計書等」という。）の交付の期間及び方法

- ① 交付期間 3の（2）の①に同じ

- ② 交付方法 交付希望者は、契約担当課に事前に電話連絡のうえ、メールにて交付を受けること。

（4）設計書等の質疑応答

- ① 設計書等に質問がある場合には、次によりファクスまたはメールで提出すること。
その際、契約担当課に事前に電話連絡をすること。

ア 提出期間 令和8年6月25日（木）から令和8年7月2日（木）
までの午前8時30分から午後5時まで

イ 提出先 3の（1）に同じ

- ② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、開札
予定日の前日までの午前8時30分から午後5時まで

イ 閲覧場所 3の（2）の②に同じ

- （5）競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出

- ① 提出期間 令和8年6月24日（水）から
令和8年7月6日（月）午後5時まで

- ② 提出方法 原則として電子入札システムによる。
電子入札システムが使用できない場合は、契約担当課（3の（1）に
同じ）に持参すること。

- ③ 提出書類 ・競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
・競争参加資格状況表（様式第2号）
・履行実績（様式第3号）
・配置予定技術者の資格（様式第4号）

なお、添付する書類の作成アプリケーションおよびファイル形式、次の
とおりとする。ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用
しないこと。

- ・ Microsoft Word （Word 文書、Word97-2003 文書）
- ・ Microsoft Excel （Excel ブック、Excel97-2003 ブック）
- ・ その他 （PDF、テキストファイル）

- ③ そ の 他 申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が競争参加資
格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

- （6）現場説明会 実施しない。

- （7）入札保証金 免除とする。

- （8）入札書の提出

- ① 提出期間 令和8年7月7日（火）午前9時から
令和8年7月8日（水）午後5時まで

- ② 入札方法 原則として電子入札システムによる。

- ③ 入札回数 原則として1回とする。

- ④ そ の 他 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100

分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（9）開 札

- ①開札予定日時 **令和8年7月9日（木） 午前10時**
- ②開札場所 大分市城崎町一丁目5番20号 大分市上下水道局
5階 51会議室
- ③開札立会 入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。
（「大分市電子入札立会要領」を参照）

（10）競争入札参加資格の確認及び落札者の決定等

開札終了後、落札候補者の申請書等について審査し、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）が競争参加資格を満たしていることを確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに落札者へ電話連絡するとともに、入札執行日の翌日から起算して7日を経過する日より電子入札システムにおいて入札結果を公表するものとする。

4 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （1）競争参加資格がないと認められた者は、3の（10）の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を、書面（様式は自由）をファクスまたはメールで提出することにより求めることができるものとする。
- （2）（1）の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に書面により回答する。
- （3）（1）の書面の提出先は、3の（1）の契約担当課とする。

5 契約保証金 大分市契約事務規則第7条第8号の規定により免除とする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた

場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 予定価格を上回る入札
- ⑦ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑧ 郵送による入札
- ⑨ **設計書等の交付を受けていない者のした入札**
- ⑩ 電子入札にあっては、上下水道事業管理者が指定する認証方法を用いない入札
- ⑪ 電子入札にあっては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- ⑫ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑬ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ⑭ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑮ 入札参加制限を受ける者のした入札
- ⑯ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

7 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合において、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

 - ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加せなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (6) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 入札に関し提出された書類については、大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）に基づく情報公開の対象とすることがある。

(8) その他不明な点は、大分市上下水道局経営企画課まで照会のこと。

電話 097-538-2404